

消費者啓発講座 「ホントに大丈夫？冷静になって考えよう！」

市消費生活センターに寄せられる事例などから身近な消費者トラブルを知り、適切な知識を身に付けるため、消費生活相談員による講座を実施します。

とき ①1月26日(金)、②29日(月)、③31日(水)、④2月2日(金)、いずれも午後2時～3時30分

ところ ①くすのきホール2階第1会議室(千早赤阪村水分263)、②河南町役場4階大会議室南(河南町白木1359の6)、③太子町まちづくり観光交流センター2階第1会議室(太子町山田88)、④けあばる会議室

内容 事例紹介、対処法、クーリング・オフの方法、食品ロスについて

定員 各20人(当日、直接会場へ)

受講料 無料(④は駐車料金が必要)

問い合わせ 商工観光課(内線483)

同行援護・移動支援従事者養成研修受講生募集

視覚や身体に障がいのある人の外出支援に必要な知識と技能を修得します。

①**移動支援全身性課程** とき 1月21日(日)、27日(土)、2月3日(土)(全3回)

②**同行一般課程** とき 2月18日(日)、3月4日(日)、10日(土)(全3回)

③**同行応用課程** とき 3月18日(日)、25日(日)(全2回) ※同行一般課程または府知事が同行一般課程に相当するものとして認める研修の修了者が対象。

ところ ジョブシティカレッジおもちゃ館(向陽台二丁目13の9)

定員 各25人

受講料 各1万1000円(教材費含む)

申し込み ①は1月9日(水)～15日(月)、②③は1月9日(水)～2月13日(水)に、NPO法人シーシータイミング【☎072(366)5566】へ(申し込み先着順)

とんだばやし人権セミナー 持続可能な地球と地域の私たち～「持続可能な開発目標(SDGs)」を学ぼう～

「国連持続可能な開発サミット」で掲げられた「持続可能な開発目標(SDGs)」では、「誰一人取り残されない」「全ての人の人権を実現する」ことが明言され、「人権」という言葉が開発の目標の中で示されました。同セミナーでは、SDGsについて学び、私たちが毎日の生活でできることを考えます。

とき 1月26日(金)、午後1時30分～4時

ところ 市消防本部

定員 40人 **参加費** 無料

講師 岡島 克樹さん(大阪大谷大学准教授)

申し込み 1月9日(水)～23日(水)に、人権文化センターまたはNPO法人とんだばやし国際交流協会【☎(24)2622】へ(申し込み先着順)

今月の相談				
気軽に相談ください。相談は全て無料です。				
	日 程	時 間	場 所	予 約・その他
法律相談	毎週水曜日 第1・3水曜日	午後1時～4時 午後1時～4時	市役所1階市民相談室 金剛連絡所	要予約(内線182)、定員6人(第4水曜日は12人)、 祝日、年末年始を除く、1年間で1回利用可
市民相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	市役所1階7番窓口	電話相談も可(内線182、185)、祝日、年末年始を除く
行政相談	18(木)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	国への要望や苦情などを行政相談委員に相談
司法書士相談	16(水)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約(内線182)、定員6人、1年間で1回利用可
人権なんでも相談	26(金)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	当日電話相談も可(内線187)、人権擁護委員による相談、問い合わせ(内線472)
女性のための 電話相談	5(金)、12(金)、16(水)、 23(水)、2/2(金)	午前10時～午後2時		【☎(23)0567】、問い合わせ(市役所内線474)、 女性の相談員による相談
女性の悩み 相談	11(木) 19(金)	午前10時30分～午後0時30分 午後1時30分～4時30分	すばるホール3階 男女共同参画センター	定員4人 要予約(市役所内線474)、女性カウンセラー 定員5人 による相談 ※11(木)は午後3時30分まで
人権相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市人権協議会	事前予約も可【☎(24)3700】、電話相談も可、 祝日、年末年始を除く
生活相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	(人権文化センター内)	
保育士による育児相談	第2・4月曜日	午後1時～3時	レインボーホール(市民会館)2階	要予約【☎(26)1233】、定員3組、祝日を除く
ひとり親家庭相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	こども未来室	要予約、電話相談も可(内線206)、祝日、年末年始を除く
家庭児童相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	こども未来室	電話相談も可(内線206～208)、祝日、年末年始を除く
発達相談	月～金曜日	午前9時～午後5時15分	こども未来室	要予約、電話相談も可(内線206、207)、祝日、年末年始を除く
子育て相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	児童館	電話相談も可【☎(25)0666】、祝日、年末年始を除く
健康相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	保健センター	要予約【☎(28)5520】、生活習慣病や栄養・禁煙などについての相談
福祉なんでも 相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	総合福祉会館、かがりの郷	コミュニティソーシャルワーカーによる福祉に関する あらゆる相談、祝日、年末年始を除く
市民公益活動 相談	月～金曜日	午前9時～午後9時	市民公益活動支援センター	要予約【☎(26)7887】、祝日、年末年始を除く ※ただし、事前予約により土・日曜日、祝日の相談も可
農業相談	5(金)、2/5(月)	午後1時～3時	市役所4階農業委員会	事前予約も可(内線444)
商工相談	月～金曜日	午前9時～午後5時15分	商工会館2階	経営指導員などによる相談【☎(25)1101】、祝日、年末年始を除く
商工法律相談	9(水)	午後2時～4時	商工会館2階	要予約【☎(25)1101】
経営相談	10(水)	午後1時30分～4時50分	商工会館2階	要予約【☎(25)1101】
日本政策金融公庫相談	10(水)	午後1時30分～3時30分	商工会館2階	要予約【☎(25)1101】
税理士による 税務相談	12(金)	午後2時～4時	商工会館2階	要予約【☎(25)1101】
消費者相談	月～金曜日	午前9時～正午 午後1時～4時	市役所1階市民相談室 (消費生活センター)	電話相談も可(内線186)、専門相談員による相談、祝日、 年末年始を除く、消費者ホットライン【☎(局番なし)188】
就労支援相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市就労支援センター(人権文化センター内)	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談、 祝日、年末年始を除く、問い合わせ 市人権協議会【☎(24)3700】
お出かけ就労支援相談	23(水)	午前9時30分～正午	市役所4階A会議室	要予約、南河内若者サポートステーション【☎(26)9441】
若者の就労相談	17(水)	午後1時～4時	市役所4階A会議室	
労働相談	11(木)	午後2時～5時	市役所1階市民相談室	当日電話相談も可(内線187)、社会保険労務士による相談、問い合わせ(内線481)
障がい者就業 ・生活相談	15(月)	午後2時～5時	市役所1階市民相談室	当日電話相談も可(内線199)、専門相談員による相談 (就職のあっせんはしません)、問い合わせ(内線481)
引きこもり相談	25(木)	午後1時～2時30分 午後2時30分～4時	トピック(きらめき創造館)	要予約【☎(26)8056】、定員各1人、カウンセラー による相談
進路相談(奨学金)	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	市役所3階教育指導室	当日電話相談も可(内線364)、水曜日は専門相談員による相談、祝日、年末年始を除く
住宅関連法律相談	19(金)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約(内線436、437)、定員6人



税

新築された認定長期優良住宅の固定資産税を減額します

新築された住宅で、長期優良住宅の認定を受け、要件に該当する場合、一定期間の固定資産税が減額されます。

減額期間 新築後5年間（3階建て以上の中高層耐火住宅は7年間）

※該当要件など詳しくは、お問い合わせください。

※認定長期優良住宅に対する減額措置は、新築住宅に対する減額措置に代えて適用されます。また、都市計画税は減額されません。

※新築の翌年1月31日までに、認定を受けて新築されたことを証明する書類を添えて、課税課へ申告してください。

問い合わせ 課税課（内線113～115）

給与支払報告書は1月31日までに提出を

事業主は、「給与支払報告書」を、給与の支払いを受けている従業員が1月1日に居住する市町村の住民税担当課へ1月31日(火)までに提出してください。

問い合わせ 課税課（内線111、112）



募集

府立南大阪高等職業技術専門学校入校生募集

同校では、通信・環境・整備分野の技能者の育成をめざして、職業訓練を実施しています。同校では、平成30年4月入校生を募集しています。

募集科目 自動車・車体整備科、電気主任技術科、情報通信科、製造化学科、Webシステム開発科

※申し込み方法など詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 同校〔☎0725(53)3005〕

府職業能力開発校入校生募集

同校は、障がい者のための訓練施設です。同校では、平成30年4月入校生を募集しています。

募集科目 CAD技術科、Webデザイン科、OAビジネス科、オフィス実践科、ワークサービス科

※申し込み方法など詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 同校〔☎072(296)8311〕



講座・催し

けあばる血液循環測定会

とき 2月16日(金)、17日(土)、午前11時～午後7時の間に各8回 ※時間は申し込み時に確認してください。

ところ けあばる

定員 各回20人

参加費 1回300円(当日、施設利用者は1回200円)

申し込み 1月9日(火)、午前11時～、ウエルネスけあばるへ(申し込み先着順、電話申し込み可)

※1月6日(土)、午前7時～、けあばるホームページ〔<http://carepal.or.jp/>〕からも申し込みできます(けあばるホームページから申し込む場合は、「その他連絡事項」欄に希望する日時を明記してください)。

認知症介護家族の交流会

とき 1月24日(火)、午後1時30分～3時

ところ 金剛公民館^{ひょうご}

内容 認知症の人の口腔ケア、交流会
対象者 市内在住で認知症の人を介護している家族 ※認知症の人が市内在住の場合、市外在住の家族も参加可。

定員 20人 **参加費** 無料

申し込み 1月23日(火)までに、高齢介護課(内線189)へ(申し込み多数の場合抽選) ※認知症の人もぜひ一緒に参加してください。

若さ・健康・体力アップ教室

とき 2月7日～3月28日の毎週水曜日(3月21日は除く)、午前9時45分～11時45分(全7回)

ところ けあばる

内容 体力チェック、運動や食事のポイント、口のケアについてなど

対象者 市内在住で65歳以上の人

定員 30人 **参加費** 無料

申し込み 1月28日(日)までに、ウエルネスけあばるへ(申し込み多数の場合抽選、電話申し込み可)

コミュニティ通訳(翻訳)ボランティア養成講座

コミュニティ通訳とは、教育や福祉などの場面で、行政や地域機関と外国人をつなぐ役割を果たすものです。この講座では、コミュニティ通訳をする際の知識と心構えを学びます。

とき 1月13日(土)、午後1時～4時

ところ NPO法人とんだばやし国際交流協会

定員 15人 **受講料** 無料

申し込み 1月9日(火)～、同協会〔☎(24)2622〕へ(申し込み先着順)

広告枠

※広告の問い合わせは、S T総合広告〔☎072(368)1227・FAX072(368)1228〕へ。



国民健康保険

高額医療・高額介護合算療養費制度の申請を

1世帯で1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計額が、同制度の自己負担限度額（下表）を超過するときは、それぞれからその超過額が支給（払い戻し）されます。

該当する人には1月下旬に申請手続きが記載されている勧奨通知を送付する予定です。

通知が届いたら、それに従って申請してください。

負担軽減の例

夫婦2人世帯でどちらも70歳以上、住民税非課税（低所得Ⅱ）の場合

1世帯で1年間に医療保険で25万円、介護保険で25万円を支払い、年間の負担が50万円の場合、世帯員全員が住民税非課税の場合の基準額31万円を超えた金額の19万円が払い戻され、実際の年間負担額が31万円になります。

注意事項

・市国民健康保険に加入の70歳未満の人については、一つの医療機関（外来は診療科ごとの場合あり）での自己負担額が月額2万1000円未満の場合は対象になりません

・医療保険と介護保険の自己負担額がいずれか0円の場合は対象になりません

・支給額（超過額）が500円以下の場合には対象になりません

・平成28年8月～29年7月末までの間に「市町村を越える転居をした人」「他の医療保険制度から国民健康保険や後期高齢者医療制度に移行した人」には、勧奨通知を送付できない場合があります

問い合わせ 市国民健康保険加入者は保険年金課（内線150、151）、後期高齢者医療制度加入者は福祉医療課（内線158、159）または府後期高齢者医療広域連合給付課（☎06(4790)2031）、介護保険分は高齢介護課（内線177）

医療費通知を送付します～医療費控除の申告に添付書類として利用できます～

平成29年度税制改正により、29年分（30年度）確定申告から、医療費控除を申告する際に、従来どおりの医療費の領収書に代えて、医療費通知を添付書類として利用できるようになりました。29年11月、12月に受診された医療費通知は2月中旬に発送する予定です。それまでに申告をされる場合は、医療機関発行の領収書に基づいて、国税庁指定の「医療費控除の明細書」を作成して添付してください。なお、今後も領収書の原本は必ず受け取り、保管をお願いします。

問い合わせ 医療費通知については保険年金課（内線150、151）、医療費控除の申告については富田林税務署（☎243281）

対象者	負担区分（所得額）	負担割合	自己負担限度額（年額） （医療保険＋介護保険）	
・市国民健康保険に加入している70～74歳の人 ・後期高齢者医療制度に加入している人	現役並み所得者	3割	67万円	
	一般	2割	56万円	
	住民税非課税世帯	または	31万円	
市国民健康保険に加入している70歳未満の人	上位所得者	低所得Ⅱ	1割	
		低所得Ⅰ	1割	
	一般	901万円超	3割	212万円
		600万円超 901万円以下		141万円
	一般	210万円超 600万円以下	3割	67万円
		210万円以下		60万円
住民税非課税世帯			34万円	

※年額の期間は毎年8月～翌年の7月末までの1年間となります。



上下水道

水道管の更新工事にご協力を

本市では、災害時でも安全・安心な水道水を皆さんに届けるため、病院や指定避難所など災害時に拠点となる重要な施設につながっている水道管を災害に強いものに替える工事や、古くなった水道管を取り替える工事を各所で実施しています。

近隣にお住まいの人をはじめ、通行される皆さんにはご迷惑をお掛けしますが、皆さんに安心して水道を利用いただくために必要な工事ですので、ご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ 水道工務課（内線256）



税

固定資産税（償却資産）の申告を

固定資産税は土地や家屋に課税されますが、それ以外で事業や営業のために所有している償却資産（構築物、機械や装置、車両や運搬具、工具、器具、備品など）も課税対象になります。

1月1日現在、市内に償却資産を所有している法人や個人事業主は1月31日（月）までに申告してください（休・廃業されている場合も申告が必要です）。

なお、所有者には平成29年12月中旬に申告書類を郵送していますが、届いていない場合や事業開始などにより本市に初めて申告される場合はご連絡ください。

問い合わせ 課税課（内線114、115）

今月は市・府民税の第4期分の納期です			
納付には便利な口座振替のご利用を！			
預（貯）金通帳と通帳の印鑑・市税納付書を持って、市税取扱金融機関・郵便局へ。また、預（貯）金口座のキャッシュカードを納税課、金剛連絡所に持参して手続きをすることもできます（ページー口座振替受付サービス）。※対応している金融機関など詳しくはお問い合わせください。納税課（内線121～124）			
◆固定資産税 都市計画税	◆市・府民税	◆軽自動車税	
第1期 5月	第1期 6月	全期 5月	
第2期 7月	第2期 8月	※同一名義で登録されている全台数の振替になります。	
第3期 9月	第3期 10月		
第4期 12月	第4期 1月		



国民年金

成人式を迎える皆さんへ

国民年金は、年を取ったとき、病気や事故で障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。原則として国民年金保険料を納めなければ年金を受け取ることができません。しかし、経済的理由などで納めることが困難なときは、申請により保険料の免除や納付を猶予することができる制度などもあります。詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 保険年金課（内線153、154）、天王寺年金事務所〔☎06(6772)7531〕

源泉徴収票が送付されます

老齢年金は所得税法上の雑所得として課税対象になります。

そのため、老齢年金の受給者には1年間の年金の支払い総額などを記載した「源泉徴収票」が1月下旬に日本年金機構から送付されますので、確定申告などの際に添付してください。

また、紛失などした場合は再交付申請をしてください。

なお、障がい年金や遺族年金などは課税対象外のため同票は送付されません。

問い合わせ 天王寺年金事務所〔☎06(6772)7531〕

国民年金保険料の「2年前納（口座振替）」をご利用ください

国民年金保険料の平成30年4月末の口座振替分で、割引額の大きい「2年前納」がご利用いただけます。

申込期限は2月末までです。詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 天王寺年金事務所〔☎06(6772)7531〕



福祉

手話通訳者、要約筆記者の登録を

本市では、聴覚障がい者および音声・言語機能障がい者などの福祉に理解があり、熱意のある手話通訳者、要約筆記者を募集しています。

対象者 20歳以上で日常生活上の必要なことについて手話通訳できる人、または要約筆記講習会を修了した人
※手話通訳者には、2月25日(日)に登録判定試験を実施します。

申し込み 2月9日(金)までに障がい福祉課（内線193）へ

献血にご協力を

とき 1月13日(土)、午前10時～11時30分

ところ 彼方小学校

対象者 18～69歳で体重が50kg以上の人（65歳以上の人は60～64歳の間に献血経験がある人に限ります）

※ただし、男性は17歳から可能。その他の条件などは、お問い合わせください。

問い合わせ 市献血推進協議会〔☎(25)8261〕

高齢者の障がい者控除対象者認定書の申請を

65歳以上の寝たきりや認知症の高齢者は、身体障がい者手帳などを持っていなくても、市の障がい者控除対象者認定書の交付を受ければ、所得税や個人住民税の障がい者控除が適用される場合があります。所定の基準を満たす人には、認定書を交付しますのでお問い合わせください。なお、身体障がい者手帳などの所持者は、改めて認定書の交付を受ける必要はありません。

対象者 身体障がい者手帳などの交付を受けていない人で、要介護認定を受け、障がい者に準じる状態の人など

問い合わせ 高齢介護課（内線196）

保険料納付済額通知書（納付済額のお知らせ）を送付

平成29年1月から12月までの間に、本市へお納めいただいた国民健康保険料、後期高齢者医療制度保険料、介護保険料の保険料納付済額通知書（納付済額のお知らせ）を、1月中旬から月末までにそれぞれ送付します。確定申告などの際にご利用ください。納付された保険料は、いずれも確定申告や個人住民税申告の際に、所得税や個人住民税の社会保険料控除の対象となります。※後期高齢者医療制度保険料および介護保険料の特別徴収対象者については、同通知書は送付されませんので、年金保険者（日本年金機構など）から送付される源泉徴収票をご利用ください。

問い合わせ 国民健康保険料については保険年金課（内線152、156）、後期高齢者医療制度保険料については福祉医療課（内線158、159）、介護保険料については高齢介護課（内線175、176）

広告枠

※広告の問い合わせは、S T総合広告〔☎072(368)1227・FAX072(368)1228〕へ。